

■教育行政のポイント

“高校の通級指導”の制度化

菱村 幸彦

このたび、文部科学省の調査研究協力者会議は、高校における通級による指導の制度化を提言する報告「高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について」をまとめた。

高校の特別支援教育が課題に

周知のように、通級指導は、小・中学校において通常の学級に在籍している比較的軽度の障害を有する児童生徒が、教科等の指導のほとんどを通常の学級で受けながら、障害の状態に応じて、特別の教育課程による指導を特別支援学級等で受けるもので、平成5年に制度化された。

小・中学校の通級指導の対象となるのは、学校教育法施行規則140条において、[1]言語障害者、[2]自閉症者、[3]情緒障害者、[4]弱視者、[5]難聴者、[6]学習障害者(LD)、[7]注意欠陥多動性障害者(ADHD)、[8]その他(肢体不自由、病弱・身体虚弱)と定められている。

ところが、小・中学校の通級指導のような「特別の教育課程」による制度が高校にはないため、高校では通級指導が行われていない。

しかし、高校進学率は98%を超えており、中学校で通級指導を受けた生徒のほとんどが高校に進学している。また、インクルーシブ教育の広がりや、障害者差別解消法の施行(平成28年度から)に伴う障害者への合理的配慮が義務付けられることなどから、高校でも特別支援教育への対応が喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、報告は「高等学校における通級による指導を制度化することが必要」と述べ、次のような制度設計を提言している。

(1) **基本的な考え方** 原則として、小・中学校と同様とするが、教育課程の編成、単位による履修・修得、卒業認定、必履修教科・科目、課程(全日制・定時制・通信制)の違いなど高校教育の特徴を十分に踏まえて制度設計をする必要がある。

(2) **教育課程上の位置付け** 通常の教育課程に障害に応じた特別の指導を加えることができるようにする。学習指導要領における位置付け、単位認定・学習評価の在り方、高校教育における共通性と多様性のバランスを踏まえた単位数の在り方といった点について、中教審における学習指導要領改訂の議論の中で更に検討する。

(3) **指導の対象** 小・中学校における通級による指導の対象と同一とすることが適当である。すなわち、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由、病弱・身体虚弱とする。知的障害については、小・中学校と同じく通級指導の対象としない。

(4) **指導の内容・形態** 障害のある生徒が自立と社会参加を目指し、障害による学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服するための指導(特別支援学校の自立活動に相当)とすることが適当である。「自校通級」か「他校通級」かは、各学校や地域の実態を踏まえて、効果的な実施形態を選択することが必要である。

(5) **判定の手続等** 対象者の判定については、学校説明会等における説明、生徒に関する情報収集や行動場面の観察、生徒と保護者に対するガイダンス、校内委員会等における検討、生徒や保護者との合意形成のプロセス等を参考に、学校や地域の実態を踏まえ行う。

(6) **担当教員** 高校教諭免許状を有することに加えて、特別支援教育に関する知識を有し、障害の状態の改善または克服を目的とする指導に専門性や経験を有する教員(特定の教科の免許状を保有する必要はない)とする。

文科省は、平成28年度中に学校教育法施行規則を改正し、平成30年度から実施する予定としている。

(ひしむら・ゆきひこ＝国立教育政策研究所名誉所員)

●校長・教頭のための手帳。月別仕事のポイント掲載。新年度対応!

2016 スクール・マネジメント・ノート

【監修】小島宏 【企画・製作】教育開発研究所 A5判・296頁／定価(本体 2,200円)＋税

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、小社HP <http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp> をご利用ください。

